

第4章 実現方策の検討

1. 都市計画の見直し方針

1) 都市計画マスタープランに基づく都市計画の運用

都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。このことから、今後は、本計画に示された方針に基づき、計画策定手法や誘導手法、整備手法などの様々な手法・制度のなかから、本市や地域の実情に最もふさわしい手法を選択するとともに、統合的で一体的な都市計画を運用していきます。

2) 都市計画区域の見直し方針

都市計画区域は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念のもと、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域とされています。しかし本市の都市計画区域は、旧町の合併の経緯から3区域が共存する状態となっています。このことから、既存の生活圏の形成を考慮して、一体の都市としてとらえる必要がある地域をもとに、都市計画区域の統合・再編について検討を行います。また、都市計画区域の統合・再編の検討にあたっては、地域地区や都市施設等の必要性を検討したうえで、準都市計画区域の指定についてもあわせて検討します。

3) 地域地区の見直し方針

用途地域を指定していない区域で市街化の進行がみられる地区については、周辺の用途地域の指定状況や建物の立地動向を考慮するとともに、本計画で定める土地利用の方針等に基づき、用途混在による地区の環境低下を防止するための用途地域の指定を検討します。

また、既に用途地域が指定されている区域であっても、住環境の保全が望まれる地区や土地の高度利用を促進する地区など、環境の変化がみられる地区については、用途地域の見直しを検討します。

4) 都市施設の見直し方針

道路、公園、下水道などの都市施設については、社会経済情勢の変化に伴い、当初の役割や機能から変化していることが懸念されます。このため、整備の実現性に乏しい道路や近年の住民ニーズに十分応えることができなくなった公園については、代替機能の必要性を検討し、適時見直しを検討します。また、施設の老朽化に対応して、ストックマネジメントにより、適正な維持・管理に努めます。

5) 主要な方策の推進プログラム

第2章「全体構想」及び第3章「地域別構想」において掲げた都市づくり・地域のまちづくりに係る方針や事業について、実施スケジュールの目安を中期（本計画策定後概ね10年以内に整備等に着手）、長期に区分して示します。

ただし、現時点での社会経済状況等を考慮して作成していることから、今後の情勢変化や上位計画の改訂にあわせて、その内容を変更する場合があります。

表 推進プログラム

区分	推進プログラム	中期	長期
拠点づくり	中心市街地としての機能集積とにぎわいの創出	→	→
	スポーツ・レクリエーション拠点の形成（伊作田地区）	→	→
	スポーツ・レクリエーション拠点の形成（伊作・花田地区）	→	→
	安全・安心とにぎわい・ふれあいのある温泉地区の街並み形成	→	→
	薩摩焼の里の観光拠点形成	→	→
	物産館を活用したふれあい拠点の形成	→	→
	地区公民館におけるコミュニティの形成	→	→
土地利用	人口規模に見合ったまちづくりの推進	→	→
	安全で利便性の高いコンパクトな市街地形成	→	→
	定住化の促進	→	→
	集落環境の利便性の向上	→	→
	田園環境と居住環境の共存	→	→
	空き家・空き地の解消	→	→
	空き店舗の活用方策の検討	→	→
	企業誘致の推進による雇用の場の確保及び操業環境整備	→	→
	森林機能の保全	→	→
	農用地の保全	→	→
	市役所周辺の高度利用	→	→
	都市計画区域などの指定の検討	→	→
	都市計画制度の導入の検討	→	→
	用途地域見直しによる住環境の保全と利便性向上	→	→
	用途地域指定による適正な土地利用の誘導	→	→
	土地区画整理事業の整備推進	→	→
	小学校等の廃校施設の有効活用	→	→
道路・交通	南九州西回り自動車道・国道3号・国道270号の整備促進	→	→
	美山インターチェンジのアクセス向上	→	→
	地域の骨格となる県道等の整備促進	→	→
	国道3号の交通集中や市街地への通過交通流入の抑制	→	→
	中心市街地における環状型の道路網の形成（伊集院地域）	→	→
	未整備都市計画道路の整備方策の検討（東市来都市計画 都市計画道路3・4・1号湯之元赤崎線、都市計画道路3・5・5号下原中央線、都市計画道路3・5・7号田之湯駅前線）	→	→
	未整備都市計画道路の整備方策の検討（伊集院都市計画 都市計画道路3・5・7号上之馬場通り線、都市計画道路3・5・5号向江町線）	→	→
	未整備都市計画道路の整備方策の検討（吹上都市計画 都市計画道路3・5・2号打越線、都市計画道路3・5・4号中之里線、都市計画道路3・6・3号本町線）	→	→
	サイクリングロードの延伸・整備	→	→
	公共交通ネットワークの充実	→	→
	安全・安心な通学環境の整備	→	→
		→	→
公園・緑地	既存の公園緑地の整備・活用	→	→
	東シナ海などの眺望景観に配慮した公園・緑地の整備	→	→
	未整備街区公園の整備推進（轟木公園、平田公園、湯之坂公園、久木元公園）	→	→
環境・景観	海浜地の保全と活用	→	→
	薩摩街道の沿道環境整備	→	→
	ヤッコソウの環境保全	→	→
	地域固有の歴史文化資源の保全・活用	→	→
	街路景観としての清流溝の維持・保全	→	→
	城跡の環境保全	→	→
	棚田の保全・活用	→	→
	漁港の環境整備の促進	→	→
	教育環境の維持向上につながる学校再編の検討	→	→
	洪水対策の推進	→	→
	水道未普及地域の解消	→	→

※中期は、概ね10年以内に整備等に着手するものとした。

2. 都市計画の運営・管理の検討

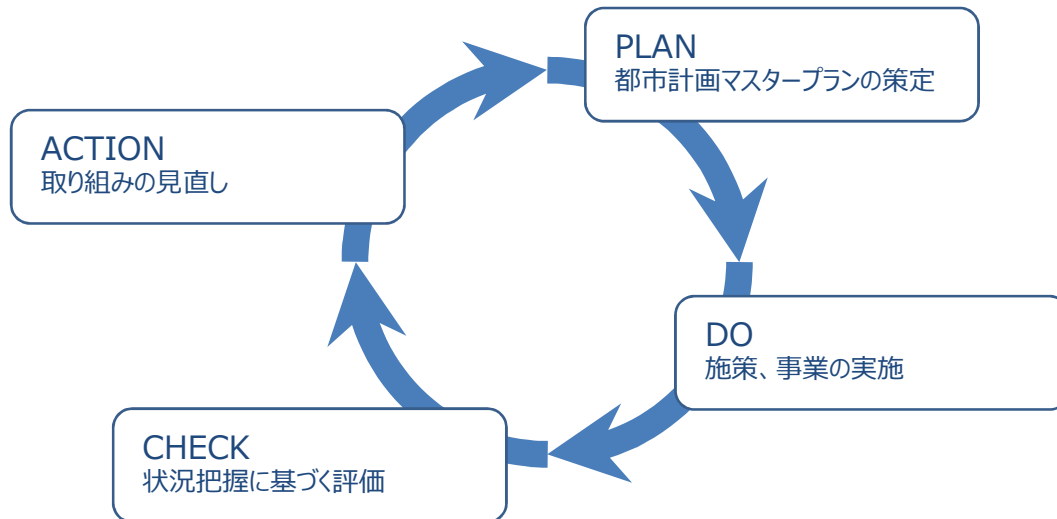
1) 都市計画マスタープランの進行管理

本計画は、平成47年（2035年）を目標年次として都市づくり、地域別まちづくりの方針を示しています。今後は、この方針に基づき、計画の実現に向けた都市計画に関連する施策や事業を実施することになります。

このため、本計画に基づく施策や事業の進捗状況を管理するとともに、社会経済情勢の変化への対応や住民意向の把握による効果の検証などにより、定期的に本計画の評価を行います。

本計画の策定「プラン（Plan）」、計画に基づく施策や事業の実施「ドゥ（Do）」、状況把握に基づく評価「チェック（Check）」、評価結果に基づく都市づくりや地域別まちづくりの方針や施策、事業などの取り組みの見直し「アクション（Action）」を行うとともに、計画の進行管理として行った評価、検証の結果を公表し、市民の理解と協力を得ながら計画を推進します。

図 P D C Aサイクルによる進行管理のイメージ



2) 市民・事業者・行政の協働のまちづくり

本計画で掲げた将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおきを実現するまちづくり」の実現に向け、様々な施策を実施していくためには、市民や事業者と行政がそれぞれの役割と責任を担い、地域が主体となった協働の取り組みが不可欠です。

都市の骨格となる道路、公園、河川等については、行政が主体となって市民や事業者の皆さんの参加、参画による計画づくりを行い、計画的な整備を行う必要があります。また、日常生活に密着した身近な環境の整備等については、市民や事業者の皆さんが主体となり、地域で一体的に取り組み、自分たちの暮らす地域を自分たちで良くしていくまちづくりが重要になります。

市民、事業者をはじめ、都市づくりや地域のまちづくりに係る人々がそれぞれの強みを発揮し、継続してまちづくり等に参加、参画できる体制や環境を整えながら、様々な場面に応じた協働によるまちづくりを展開します。

3) 広域的連携

都市づくりを行うにあたっては、道路・交通・防災対策といった広域的な課題への対応など、一つの自治体では対応が難しい課題があります。また、将来的に見込まれる人口減少や少子高齢化の進行、財政的な制約のなかで生じる様々な課題に対応し、住民ニーズに応えた都市づくりを進めるためには、地域資源などを有効に活用し、効果的に施策の実施を図ることが重要となります。

そこで、周辺都市などとの役割・機能分担や公共施設の圏域を調整して相互利用を図るなど、広域的な連携・協力体制を必要に応じて強化するとともに、調整にあたっては国や県に支援・協力を要請しながら、密接に連携して都市づくりを進めます。

4) 計画の見直しについて

都市計画マスタープランは、概ね20年先の将来を目指した長期的な計画であることから、その見直しについては、計画の進行管理を行ったうえで柔軟に行うものとします。